

文化庁京都移転に関する主な経緯等

- 平成 26 年 12 月 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（閣議決定）
- 平成 27 年 3 月 道府県に対し「政府関係機関の地方移転」の提案公募が行われ、京都府から文化庁の移転の提案を提出
- 平成 28 年 3 月 **文化庁の京都移転が決定**
- 平成 29 年 4 月 **文化庁地域文化創生本部を京都に設置〔先行移転〕**
- 平成 29 年 7 月 **文化庁の京都移転の規模・移転先を決定**
- 平成 30 年 10 月 **京都移転を想定して、文化庁の組織を再編
（部制の廃止など）**
- 令和元年・2 年 **京都移転シミュレーションを実施**
- 令和 4 年 12 月 **京都府における文化庁の新庁舎整備工事の竣工**

令和 5 年 3 月 27 日から、京都で新・文化庁の業務を開始し、
5 月 15 日から、本格的な稼働を目指す。

[参 考] 関係文書の抜粋

○平成 28 年 3 月 政府関係機関移転基本方針

(まち・ひと・しごと創生本部決定)

外交関係や国会对応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。

このため、抜本的な組織見直し、・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会（仮称）」を文部科学省と内閣官房、関係省庁の協力の下、政府内に設置する。ICTの活用等による実証実験を行いつつ、8月末をめどに移転に係る組織体制等の概要をとりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年の内に京都に移転する。

○平成 29 年 7 月 新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて

(文化庁移転協議会)

- ・ 文化庁・本庁を京都に置く。
- ・ 本庁に文化庁長官及び次長を置く。
- ・ 本庁においては、国会对応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う。

具体的には、文化政策の新たな展開を目指し、(a)長官直属の企画・発信、(b)国内外への日本文化の戦略的発信、(c)大学との連携を生かした文化政策調査研究、(d)科学技術と融合した文化創造や若者文化の萌芽支援など新文化創造、(e)食文化等の生活文化振興、(f)文化による地方創生、(g)文化財、(h)宗務等に関する政策の企画立案及び執行に係る業務を本庁で行うこととし、その職員数（定員及び定員外職員の数）は、全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら、250人程度以上と見込むものとする。